

意見書案第 1 号

微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な
対策の推進を求める意見書の提出について

上記の議案を宗像市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次の
とおり提出する。

平成 26 年 3 月 25 日

宗像市議会議長 吉田 益美 様

提出者	宗像市議会議員	岡本	陽子
賛成者	宗像市議会議員	新留	久味子
賛成者	宗像市議会議員	花田	鷹人
賛成者	宗像市議会議員	北崎	正則
賛成者	宗像市議会議員	高原	由香

提案理由

平成 25 年 1 月以降、中国において深刻な PM2.5（微小粒子状物質）
による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の
上昇が観測されたことにより国民の関心が高まっている。

本市においても、環境省が示す環境基準をもとに、IT、メディア等を

使った注意喚起に関する発令を行うなどの対策は取られているが、身体
への影響について不安を訴える人は少なくない。

よって、PM2.5 による大気汚染に関して、全員にわかりやすい注意
発令のしくみを作ること、発生抑制対策、身体に与える影響の解明などの
包括的な対応を求めるため、関係機関に意見書を提出するもの。

提出先

内閣総理大臣、環境大臣、厚生労働大臣

微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る
総合的な対策の推進を求める意見書（案）

我が国では、大気汚染防止法や自動車NO_x・PM法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）などの濃度は大きく改善してきています。

一方で微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな課題となっています。

また、平成25年1月以降、中国において深刻なPM_{2.5}による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより国民の関心が高まっており、PM_{2.5}による大気汚染に関して包括的に対応することが求められていることから、政府に対し以下の項目について強く要望します。

記

- 1 PM_{2.5}の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進すること。
- 2 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。
- 3 PM_{2.5}による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月 日

福岡県宗像市議会議長 吉田 益美